

会 議 録

新庄市教育委員会

開 催 月 日	令和元年 11 月 25 日（月曜日）
開 催 場 所	新庄市役所第 1・2 会議室
出 席 委 員	高野博教育長、山村明德委員、阿部浩悦委員、奥山京子委員
欠 席 委 員	齊藤浩昭委員
出 席 課 長	武田信也教育次長兼教育総務課長、高橋昭一学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠 席 課 長	
議 事 の 大 要	

午後 1 時 38 分より、教育長のあいさつで、11 月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期 11 月 25 日、1 日間とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づき、教育長が山村明德委員と奥山京子委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和元年 10 月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

- (1) 損害賠償の額の決定について専決処分の報告について
- (2) 第 14 回・第 15 回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会について
- (3) 明倫学園の校章のデザインの選考結果について

(教育次長兼教育総務課長) それでは議案書 1 ページ目をご覧ください。損害賠償の額に係る専決処分の報告については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額を決定することについて、専決処分とさせて頂いております。2 ページをご覧ください。損害賠償の請求者ですが、新庄市大字昭和 922 番地、渡邊結乃さんです。この損害賠償は、7 月 16 日に発生しましたスクールバスの事故に係るもので、そのスクールバスに乗車していた児童が負傷したものです。具体的な内容は、事故が起こった次の日に首の痛みを訴えて通院し、病院でレントゲン検査を行いました。特に大きなけがは無く、病院から直接学校に行くと伺っております。なお、このレントゲン検査により、医師からは全治一週間という診断を受けております。損害賠償の額は 50,919 円で、専決処分日は令和元年 10 月 15 日となります。よろしく願いいたします。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ「第14回・第15回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会について」報告をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 第14回・第15回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会についてご報告いたします。別添資料をご覧ください。1ページをご覧ください。第14回策定委員会は8月28日に開催されております。協議内容は2点でございますが、制服選定業務実施要項について、その他では校章デザインの選考についてご協議いただいております。2ページをご覧ください。その会議録になりますが、ページの中段で制服選定業務実施要項について協議がされております。7ページをご覧ください。7ページの下の部分ですが、(2)その他の部分について、校章デザインの選定について説明があり、方向性を協議していただきました。8ページをご覧ください。8ページの四角で囲まれている部分が協議結果ですが、まず制服選定業務実施要綱の概要については、その内容として実施要綱を策定し、プレゼンテーション等を参考にしながら制服業者を決定していくといった方向性を示しております。また校章デザインの選定については、事務局の案のとおり選定委員会で選考し、検討部会を経て、策定委員会で決定していく方向で進めることとされました。次に第15回策定委員会は10月30日に開催いたしました。協議内容は9ページの4になりますが、校章デザインの選考結果について、制服選定業務実施要綱の一部変更について、ジャージ等選定業務実施要綱についての3点について議論して頂いております。10ページの下部分から校章デザインの選考結果について協議がされております。12ページの上部分で、制服選定業務実施要綱の一部変更について検討していただきました。同ページの中段から、ジャージ等の選定業務を協議して頂いております。最後に16ページをご覧ください。第15回の策定委員会の協議結果が四角で囲まれている部分ですが、まず校章デザインの選考結果について、採用作品を204番のデザインとすることとし、今後原案をデザイナーと作者が話し合いの上、補正・調整を行いながらデザインを仕上げていくこととしております。次に制服選定業務実施要項の一部変更についてですが、制服選定の審査員に教育長を追加することと、制服見本展示場所に雪の里情報館を追加し、保護者や地域の方を案内するという形での修正をさせていただきます。なお、制服のプレゼンテーションについては、先週の金曜日に実施しております。今週から12月8日にかけて、明倫学区3校を回り、雪の里情報館に展示してアンケートを実施することとしております。3点目ですが、ジャージ等の選定に係る業務内容について了承いただいておりますが、それについては制服と同様に、業者によるプレゼンテーションや見本展示によるアンケートを実施しながら方向性を決めてまいります。以上です。

(教育長) ただ今の説明について、ご質問、ご意見ございませんか。特になければ「明倫学園の校章のデザインの選考結果について」報告をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 明倫学園の校章のデザインの選考結果についてご報告申し上げます。別添資料をご覧ください。校章デザインの選考結果ですが、募集期間は6月21日から7月31日まで41日間募集を行いました。その結果、応募者数が208名、応募作品数は229作品となっております。応募者数に内訳が書いてありますが、一般の方が16名となっており、お子さん達がたくさん出していたこととなります。この229作品の選考方法、プロセスでございますが、3名の選定委員が事前選考でそれぞれ5点から7点を選考し、それぞれ選考したものを選定委員会を開催し、審

査をしていただきました。その後、採用作品を含めた各賞5点を選出したところです。その結果を校名・校章・校歌・制服等検討部会にあげ、策定委員会に報告して承認を得て決定するという方向で行なっております。その選定委員ですが、東北芸術工科大学デザイン工学部グラフィックデザイン学科長の原さん、元萩野中学校長で明倫中学校にも勤務された上村さん、グラッシーデザイン代表の内藤さん、以上3名の方をお願いいたしました。校章選定委員会での選考でございますが、10月3日に実施いたしました。選考する際に校章選考の基本的な方向性・視点を統一していくということで、明倫学園にふさわしい校章デザインとはどういう視点が必要かということ話し合い、三つの共通視点を出していただきました。1点目は明倫学区の小学校2校と中学校1校の計3校が統合して設置される施設一体型の義務教育学校であり、学区内において唯一の学校になるという視点。2点目が、各校の伝統を踏まえながら『明倫学園』という新しい学校づくりに取り組んでいくという視点。3点目は、1年生から9年生まで幅広い年代が使用する校章として全学年になじむという視点でございます。2ページをご覧ください。先ほどの基本的方向性・視点を踏まえて事前選考をしていただき、229点から14点を選考して頂いております。2.(2)に、それぞれの委員の方の選考の視点を記載しております。後でご覧いただきたいと思っております。続いて最終選考作品の候補を絞り込むため14点から5点を選出するという作業を行っております。なお、その際選考委員3名の方で話し合っていたいただき、選考委員会としての最終選考の方向性・視点を、次の四角に囲まれた3点といたしました。子どもたちの想いや夢、未完の原石、みんなで一緒に創り上げる新しい学園。この3つの視点により最終選考を行うことといたしました。その結果(2)にございますが、33番、50番、111番、154番、204番の5つの作品を最終選考作品といたしました。その後、5作品の中から各賞の選考を行い、その選考結果が3ページにございます。最優秀賞は、作品番号204番です。選考理由ですが、1番大きなところが2点目になります。星が北辰小、オモダカは沼田小、グリーンのサークルが明倫中と3校の校章すべての良さを取り入れられていることで、携わってきた人々の思いが凝縮されています。この作品が4ページにございますが、明倫中3年生の武田香穂さんです。次に優秀賞でございますが、33番、111番、154番です。これは4ページから5ページにかけて、沼田小4年生の小林結乃さん、明倫中1年の渡邊寧音さん、明倫中2年の鈴木良生さん、以上3名の作品です。最後に奨励賞ですが、6ページをご覧ください。明倫中1年生の鈴木愛湖さんの作品になります。この選考により採用作品が決定したわけですが、今後選定委員の内藤さんが、採用作品の制作者である武田さんと検討を重ねながら、作品の補色や調整などを行っていく予定となっております。見ていただいてお分かりだと思っておりますが、すべてお子さんの作品となっており、作品を選考する際に、明倫中学校での生活などについて選定委員会の認識が深まり、子供たちの作品を選ばれたと考えております。以上です。

(教育長) ただいまの報告についてご質問ございませんか。子どもたちがデザインしてくれたということで、一応これから修正もありますが、この方向で進めていくということです。無ければ次に進みます。

6. 議事

議案第 34 号 新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 35 号 新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 36 号 新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 38 号 新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について

議案第 42 号 雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について

議案第 43 号 新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について

議案第 44 号 令和元年度 12 月補正予算の要求について

(教育長) 次に 議案第 34 号「新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 35 号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 36 号「新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 37 号「新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 38 号「新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 39 号「新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第 40 号「新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について」ですが、社会教育課が所管する施設の使用料の改正に関する議案であるため一括して提案をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 34 号から議案第 40 号までご説明申し上げます。お配りしております「施設使用料の見直しについて」という資料をご覧ください。この資料を説明させていただいた上で、議案をご覧くださいと思います。施設使用料の見直しと考え方について若干説明させていただきます。市の財政計画におきまして、概ね 3 年ごとに施設使用料の見直しを図ることとされております。近隣自治体の類似施設の状況を参考に、施設利用者の負担に配慮しながら使用料を設定しております。この度の使用料の見直しについては、適正な受益者負担の観点から使用料の設定根拠について改めて確認するとともに、施設の原価計算方式による使用料の積算基準を示し、使用料の見直しに関するガイドラインを基に見直し作業を実施することといたしました。それに伴って社会教育課全施設の使用料の見直しを行ったところでございます。使用料の見直しについての原価計算方式ですが、その施設の維持管理に必要なコストを整理しまして、施設の 1 平米あたりの時間単価を求めて使用する部屋の大きさと使用時間を乗じて求める方式と、施設の利用者一人当たりの原価を求めて算定する方法の二つの方式を用い、そこに施設の開館日数や稼働率を積算し、また利用者負担割合が著しく高額になるような時は、改定案に上限を設けるといった調整を行った上で、施設利用者への急激な負担とならないように配慮したところでございます。なお、この度の使用料の見直しは、消費税の 8% から 10% への増税分について、国から増税分の 2% の適正な転嫁について通知されていることから、その部分を加味した上で考えたところです。結果的には消費税増税分の 2% 相当の改正と

なっております。使用料を算出するにあたり、現行の使用料と比較して増額になるところもあれば、減額になるところもあります。このように社会教育課所管施設の施設使用料の見直しの方針としては、使用料見直しに関するガイドラインに基づきまして、施設管理のフルコストをもとに、適正な受益者負担の観点から使用料の設定根拠を明確にいたしました。2番目の生涯学習施設、社会体育施設はそれぞれ、生涯学習並びに生涯スポーツ・競技スポーツの推進並びに市民生活の振興及び社会福祉の増進を図るものであり、市民ニーズに対応した利用しやすい施設を目指し、少人数や時間単位の使用ができる部屋を指定するなど、利用する方々の利便性を重視した施設にしようと考えております。特に社会体育施設は、スポーツ振興やジュニアの育成の視点から、小中学生の使用料を無料、高校生の使用料を半額といたしました。このことから、使用料を改定する施設については、生涯学習関連施設でふるさと歴史センターと市立図書館を除く7施設が、社会体育施設については、全11施設すべてが改定する施設となっております。生涯学習関連施設の使用料の積算方法について、一部屋あたりの原価から使用料を積算するような方法で使用料を積算しております。稼働率については、事務事業評価の生涯学習施設管理事業に目標稼働率を示しており、40%を稼働率として考えております。フルコストによる利用者負担率は、現状の1/4負担ということで、100%の使用料を頂戴するのではなく、稼働率の1/4の負担とさせて頂いております。また、今までの使用料と大きく変わるところについては、割合を求めて結果的には消費税相当額の原価相当部分の範囲内におさえております。同じように社会体育施設につきましても、一人当たりの原価使用料に基づいて考えております。社会体育施設における小学生等の使用料の減額については、今の各施設の積算方法を基礎に全ての使用料を見直した上で、小・中学生については無料、高校生については半額、1円単位の端数が出た場合については切り捨てとして算定したところです。次に使用区分の見直しについては、現在生涯学習施設は、午前、午後、夜間、全日という使用区分がありますが、各施設の午後の使用料を基準として1時間あたりの単価を算出し、それをそれぞれの施設の午前、夜間、全日の使用区分の割合と比較したところ、その割合がバラバラであったため、午前は1.0倍、夜間は1.1倍、全日は0.8倍、時間貸しは1.2倍とその割合を統一したところです。使用区分の見直しの中でその他に変更した点は、市民文化会館において、備考欄に「仕込み、練習等で舞台のみを使用するときの使用料は、基本使用料の30%とする」ことを新たに表の中に設定したところです。2番目の萩野地区公民館については、調理実習室を時間貸しに変更しました。市民プラザについては、調理実習室、幼児ルーム、会議室を時間貸しにし、それぞれご利用しやすい時間のみに使っていただくよう時間貸しの使用料を設定したところでございます。また市民プラザの幼児ルームは、子育て世代の方が研修室として利用されているということですので、幼児ルームという限定ではなく「コミュニティルーム」という名称に変更するものでございます。また雪の里情報館については、備考欄に「時間区分を超えて使用する場合は施設使用料は、1時間につき当該時間区分に応じた1時間当たりの額に50%を乗じた額を加算した額」としていましたが、市民プラザ、わくわく新庄と同様に、50%から30%に変更しました。通常開館が9時ですが、その前に使用される場合には割増と設定されておりますが、統一して30%と考えたところです。また、社会体育施設については、山屋セミナーハウスも屋内運動場を時間貸しに変更しました。その他については、武道館について全館という項目を設ける必要はないということから削除いたしました。平均改定率は生涯学習施設で1.03倍となりました。各施設の様子は以下の通りでございますのでご覧いただければと思います。社会体育施設は、料金改定率は1.01倍です。テニスコート、横根山運動広場、福田運動広場、福田テニスコートは小中高生の減額以外に、現行金額と変わっておりません。小中学生が無料にな

った場合、高校生が半額になった場合の影響額については現在算定中でございます。続きまして3ページ目をご覧ください。冷暖房の使用料の考え方についてです。これまで各使用区分で同一料金、午前、午後が同じ金額で冷暖房の使用料を設定しておりましたが、これを見直し、時間単価を算出して消費税2%分を加算し、午前、午後、夜間、全日の区分に応じて、その使用時間に乗じた使用料を設定しました。午前中の使用区分が3時間であれば3時間に乗じて、午後であれば4時間、夜間についてはその分に乗じて設定してございます。市民文化会館につきましては、大ホール、舞台、ホワイエについて、時間単位での新たな冷暖房使用料を加えたところでございます。市民プラザの大ホール、小ホールは、時間単価での冷暖房使用料を新たに設定し、調理実習室、幼児ルームについても、時間単位での冷暖房使用料としております。萩野地区公民館につきましても、調理実習室を時間単位ということで変更しました。ちなみに社会体育施設、スポーツ施設につきましては、条例の上では暖房費を特に設定しておりませんので、今回条例の改正はございません。以上を踏まえて議案を作成いたしましたので、ご覧いただければと思っております。いずれにつきましても、生涯学習施設においては利用者の利便性を図るということで、社会体育施設については、ジュニア世代の育成、子供達の支援とスポーツ振興という点から使用料の改正を図るということで考えております。以上宜しくお願い致します。

(教育長) 7つの議案について一括提案がございましたけれども、何かご質問ご意見ございますか。見直した中で、小中学生が無料、高校生が半額、使用区分の見直しということが提案されました。冷暖房については小中学生が使う時もそれぞれ支払っていただくということでよろしいですね。

(社会教育課長) はい。今回は使用料の見直しということですので、冷暖房費は支払いの必要がありません。

(教育長) ご異議無ければ承認お願いいたします。

(異議なし)

(教育長) 議案第34号「新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第35号「新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第37号「新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第38号「新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第40号「新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第41号「新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について」、議案第42号「雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について」、議案第43号「新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について」は社会教育課が所管する施設の指定管理に関する議案で関連がありますので、一括して提案をお願いします。

(社会教育課長) それでは議案書をご覧ください。議案第 41 号から議案第 43 号まで一括して説明させていただきます。この議案は各施設の指定管理者を指定するためのもので、市議会の議決を求めるために提案するものでございます。初めに議案第 41 号ですが、新庄市民文化会館は特定非営利活動法人芸術文化市民ネット新庄を、議案第 42 号、雪の里情報館は一般社団法人とらいあを、議案第 43 号、新庄市山屋セミナーハウスは山屋有志会を指定管理者として指定いたしました。指定管理者の候補選定につきましては、3 施設とも公募を行ったところ、各施設ともに 1 団体以上の応募があり、市民選定委員を含む委員会によって選定されました。市民文化会館につきましては、市民文化の向上を図る施設としての理念を十分に理解しているという点や、その管理運営能力から安定した管理運営が期待できることから、引き続き特定非営利活動法人芸術文化市民ネット新庄が選定されました。雪の里情報館につきましては、雪のふるさとづくりを推進する施設としての理念と地域の特性を十分に理解していることや、収蔵資料の整理活用などをより一層進めていくということ、安定した施設運営を期待できることから、新たに一般社団法人とらいあが選定されました。新庄市山屋セミナーハウスは、社会体育施設としての機能に加え、地域コミュニティ推進の役割が期待されることから、地域住民と関係した管理運営やこれまでの実績、地域の特性を活かした事業計画などが評価され、引き続き山屋有志会が選定されました。指定期間は、3 施設とも令和 2 年 4 月 1 日から 5 年間でございます。よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明にご質問、ご意見ございますか。すべての施設に応募があり、市民を含めて選定作業をしていただいて提案するものです。雪の里情報館のみ別の団体が指定を受けましたが、現在の団体からは元々申請がなく、別の団体が選定されたということになります。市民文化会館と山屋セミナーハウスについてはそのままの団体ということです。特にご意義なければ承認をお願い致します。

(異議なし)

(教育長) ご意義なしということで議案第 41 号「新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について」、議案第 42 号「雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について」、議案第 43 号「新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について」は原案のとおり承認されました。

(教育長) 次に議案第 44 号「令和元年度 12 月補正予算の要求について」提案説明をお願いいたします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 44 号令和元年 12 月補正の要求についてでございます。まず全体的なご説明と教育総務課の説明をさせていただきます。8 ページをご覧ください。教育委員会の補正予算要求については、29,255 千円でございます。一番大きい補正は、10 款 1 項 3 目の教育指導費の 21,770 千円が大きく作用していると考えてございます。なお、歳入の方はございません。次に 9 ページをご覧ください。9 ページが教育総務課の予算要求内容ですが、併せて 10,747 千円でございますが、この主な内容が 10 款 2 項 1 目の日新小学校の特別支援教室エアコン設置修繕 3,135 千円、そして中段の 10 款 3 項 1 目中学校管理費の八向中学校特別支援教室エアコン設置修繕 2,174 千円、10 款 4 項 1 目義務教育学校管理費の萩野学園普通教室エアコン設置修繕 1,757 千円です。合わせて約 700

万円ほどですが、これが主になっております。これらは来年度の学級編制によって新たに教室にエアコンを設置するものです。通常ですと3月補正で要求して春休みに設置するということとなりますが、今回エアコンについては、県内で山形市と米沢市と酒田市で、私どもが今までやってきているような大きなエアコンの設置工事が始まるということで、その前にエアコンを確保するため、今回の補正要求といたしました。その他、小学校教育振興事業費、中学校教育振興事業費そして義務教育学校教育振興費について、パソコンのOSがWindows 7のものがあり、これをWindows10にアップグレードするための作業の業務委託費として、合わせて930千円ほど予算を計上してございます。教育総務課は以上です。

(学校教育課長) それでは学校教育課の要求について説明させていただきます。歳入はございません。歳出は22,000千円を要求しております。そのほとんどが、教育指導費の図書購入費となります。今年度教科書採択の年で、令和2年度から使用する教科書、教師用指導書を各学年ごとに選定し、その予算総額がこの金額となっております。学校保健費ということで、萩野学園の給食に係る設備についての緊急の修繕料で150千円。それからノロウィルスの検査手数料ということで79千円。合わせて22,000千円の要求となっておりますのでよろしく願いいたします。

(社会教育課長) 11ページをご覧ください。社会教育課におきましても歳入はございません。歳出につきまして、総額3,492千円が減額となっております。大きいところについては、社会体育費で、縦断駅伝の強化選手がいなくなったことによる減額でございます。もう一点がスポーツコミュニティ振興事業費でございます。地域おこし協力隊を活用した事業ということで、これからオリンピックに向けて新庄市内でのスポーツやハーフマラソンなどを推進していくにあたり、地域おこし協力隊を採用して実施していくということで予算化したところですが、採用まで至らず、今回3,652千円の減額となりました。10款5項7目重文旧矢作家住宅管理費については燻蒸用薪割り業務委託ということになります。10款5項8目ふるさと歴史センター費につきましては、ボランティアガイドの方々から館内を案内していただく謝金です。団体客や小学生の来館者が多く、合わせてひな祭りの展示について、2月から4月までについて実施しているところでございますので、その方々に対する謝金を補正するというところでございます。体育施設の修繕でございますけれども、体育館の壁の修繕や除雪機の修繕等で449千円計上させていただいておりますのでございます。社会教育課については以上でございます。

(教育長) 補正予算について今説明ありましたけれども、歳入はありませんでしたが、今の説明についてご質問やご意見ございませんか。

(委員) 教育総務費の中の図書館ネットワーク機器というのは、どのようなネットワークですか。ネットワークは市内の学校の図書館ということですか。県内まで広がっているのですか。

(教育次長兼教育総務課長) ただいまご質問のありました図書館ネットワークということでございますが、市内の全校及び新庄市立図書館がネットワークで繋がっていて、市内の学校のすべてと図書館にどのような本があるかということを一瞬にして検索ができるシステムになっております。そのバージョンアップということでの業務委託ということになります。

(委員) そういうシステムは電話よりも早く対応できると思いますが、県の図書館とつなぐということはないのでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長) 県のネットワークとつなぐためには、まずは県の方でしていかなければならないと思うのですが、まずは県の方と市の方で協定を結んだ形で、そしてそれに伴ってシステムを構築していくということになっていくと思います。そのプロセスが必要になるかと思いますが、できないことはないと思います。これからどういう使い方をしていくか、基本的には市内のネットワークが活用できているのかというところが、非常に難しいところでもあるので、まずこの部分を活性化させて行く方向が先かと思います。

(教育長) 市立図書館と県立図書館は繋がっています。ただ学校から直接はまだ繋がっていないということですね。その他ありますか。来年の特別支援学級増加に伴ってエアコン設置等があり、学校教育課の方は来年の教科書採択の教師用指導図書に 20,000 千円を超えるという経費がかかっているようですが、ご質問ないですか。特になければ承認をお願いいたします。

(異議なし)

(教育長) 議案第 44 号「令和元年度 12 月補正予算の要求について」は原案の通り承認されました。

7. その他

なし

8. 閉会

午後 2 時 41 分、11 月の定例教育委員会を閉会する。

12 月定例教育委員会を、12 月 20 日(金曜日)午前 11 時 00 分から明倫中学校の学校訪問に続き、午後 2 時 00 分より市役所第 1・2 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____